

議案第63号関連資料

明石市営水道事業における利益の処分に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正理由

水道事業会計決算において生じた当年度純利益（純利益）について、当該利益の処分に係る規定に、「利益積立金」を追加し、また「建設改良積立金」の用途を拡充することで、水道事業の財政状況や時勢に応じ、よりの確かつ柔軟な事業経営を行えるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

条例第2条（利益の処分）において、新たに「利益積立金」を追加し、当該積立金の目的及び用途を定義するほか、所要の整備を図るものです。

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 第2条第1項 | 利益積立金を追加し、他の積立金と同様に純利益の4分の1以上を積み立て |
| (2) 第2条第3項第2号 | 建設改良積立金の用途の改定 |
| 同条同項第3号 | 利益積立金の目的及び用途の追加 |

3 効果等

(1) 利益積立金の追加

純利益が発生した年度において、当該利益の一部を利益積立金に積み立てることにより、仮に純損失が発生した年度には、適宜その積立金を処分（取り崩し）し、当該損失の補てん原資とすることで、次年度以降への損失繰り越しの低減を図るもの。

(2) 建設改良積立金の用途の改定

建設又は改良に要する経費において、工事費に限定せず、資本的整備に係る各種の分担金、負担金及び委託料など、水道資産形成に資する費用全般に、適宜積立金を処分できるようにすることで、財政運営の弾力性の増進を図るもの。

4 施行期日

公布の日から施行する。

5 その他

令和4年度決算における純利益の処分については、現行の条例に従い、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てる。